

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法案要綱

第一 総則

一 名称

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構とすること。（第二条関係）

二 機構の目的

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「機構」という。）は、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十九条又は国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第七十四条の施設及び健康保険法（大正十一年法律第七十号）第一百五十一条又は第二項の事業（政府が管掌する健康保険に係るものに限る。）の用に供する施設であつて厚生労働大臣が定めるもの（以下「年金福祉施設等」と総称する。）の譲渡又は廃止等の業務を行うことにより、年金福祉施設等の整理を図り、もつて厚生年金保険事業、国民年金事業及び政府が管掌する健康保険事業の適切な財政運営に資することを目的とすること。（第三条関係）

三 資本金

機構の資本金について所要の規定を設けるものとする。 (第五条関係)

第二 役員及び職員

一 役員

機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置くとともに、理事一人を置くことができるものとする。 (第六条関係)

二 その他

理事の職務及び権限、役員任期、役員欠格条項の特例その他所要の規定を設けるものとする。 (第七条から第十二条まで関係)

第三 業務等

一 業務の範囲

機構は、第一の二の目的を達成するため、次の業務を行うものとする。 (第十三条関係)

- 1 年金福祉施設等を譲渡し、又は廃止すること。
- 2 年金福祉施設等を譲渡し、又は廃止するまでの間、当該年金福祉施設等の運営又は管理を行うこと。

3 1 及び2に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二 区分経理

機構は、経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならないものとする。 (第十四条 関係)

三 国庫納付金

機構が行う国庫納付について所要の規定を設けるものとする。 (第十五条 関係)

第四 雑則

一 国家公務員宿舍法の適用除外

国家公務員宿舍法の適用除外を定めること。 (第十八条 関係)

二 中期目標の期間の特例

機構の中期目標期間の特例について、所要の規定を設けるものとする。 (第十九条 関係)

三 機構の解散等

機構は、その成立の日から起算して五年を経過した日に解散するものとし、機構の資産及び債務は、

その解散の時に於いて国が承継するものとする事。 (第二十条関係)

第五 罰則

罰則について、所要の規定を設けるものとする事。 (第二十一条及び第二十二条関係)

第六 附則

一 施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から施行するものとする事。 (附則第一条関係)

二 その他

この法律の施行に於いて必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うものとする事。 (附則第二条から第八条まで関係)